

伊丹市利用者支援事業実施要綱（平成２９年７月制定）

（目的）

第１条 この要綱は，子ども及びその保護者又は妊婦が，自らの選択に基づき，教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう，市及び関係機関が必要な支援を行うことにより，一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業内容）

第２条 伊丹市利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。）として，子ども・子育て支援法（平成２４年法第６５号）第５９条第１号に基づき，子ども又はその保護者の身近な場所で，教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整等を実施する。

（事業の種類）

第３条 利用者支援事業を，その実施方法等によって次の各号に掲げる種類に分類するものとする。

- (1) 基本Ⅰ型 子ども及びその保護者又は妊婦が，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう，身近な場所において，当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業
- (2) 特定型 待機児童の解消等を図るため，行政が地域連携の機能を果たすことを前提に，子ども及びその保護者等が主として保育施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する事業
- (3) こども家庭センター型 母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め，虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで，多様なニーズに切れ目なく対応できるような相談支援体制を構築する事業
- (4) 妊婦等包括相談支援事業型 妊婦及びその配偶者並びに出産した者及びその配偶者その他支援が必要と認める者（以下「妊婦等」という）に対して，面談を実施すること等により，妊婦等の心身の状況，その置かれている環境その他の状況の把握を行

うほか，母子保健及び子育てに関する情報の提供，相談その他の援助を行う事業

（実施場所）

第4条 利用者支援事業を実施する拠点は，別表のとおりとする

（職員の配置等）

第5条 基本Ⅰ型及び特定型については，実施場所1ヶ所につき1名以上の専任職員（以下「子育てコンシェルジュ」という。）を配置するものとする。

2 子育てコンシェルジュのうち，基本Ⅰ型の子育てコンシェルジュについては，次の各号のいずれにも該当する者又は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーでなければならない。

- (1) 子育て支援員研修事業実施要綱（令和6年3月30日付こども家庭庁こ成環第111号，こ支家第189号別紙）別表1に定める子育て支援員基本研修に規定する内容の研修（以下「基本研修」という。）及び同要綱別表2－2の1に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の利用者支援事業（基本型）に規定する内容の研修を修了していること。ただし，次の表の左欄に該当する場合については，同表の右欄の研修の受講を要しないこととし，同表の下段に該当する場合には，事業に従事し始めた後に適宜受講すること。

子育て支援員研修事業実施要綱5の(3)のア(エ)に該当する場合	基本研修
事業を実施する必要があるが，子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむを得ない場合	基本研修 基本型専門研修

- (2) 相談，コーディネート等の業務内容を必須とする業務で市長が認める業務に従事している期間が次のア又はイのいずれかの年数以上であること。

ア 保育士，社会福祉士その他対人援助に関する有資格者 1
年

イ ア以外の者 3 年

3 こども家庭センター型については，伊丹市こども総合支援センター設置運営要綱（令和 6 年 6 月制定）に定める職員を配置するものとする。

4 妊婦等包括相談支援事業型については，保健師又は助産師等の職員を配置するものとする。

（業務内容）

第 6 条 基本 I 型に従事する者は，次の業務を実施するものとする。

- (1) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用する者（以下「利用者」という。）の個別ニーズの把握及びそれに基づく情報の集約・提供，相談等の利用者支援
- (2) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整，連携，協働の体制づくり
- (3) 地域の子育て資源の育成，地域課題の発見・共有，地域で必要な社会資源の開発等
- (4) 利用者支援事業に係るリーフレットその他の広告媒体による利用者への周知・啓発
- (5) その他利用者支援事業を円滑に実施するために必要な業務
- (6) 原則として週 4 日以上開所し，かつ，土曜日又は日曜日に開所し相談・助言を行うこと。
- (7) 4 か月健診や地域で開催される交流の場に出向き，子育てに関する情報提供を行うこと。
- (8) 障害児，多胎児のいる家庭等，配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して相談支援を実施すること。
- (9) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 3 第 1 項及び地域子育て相談機関設置運営要綱（令和 6 年 3 月 30 日付こども家庭庁こ成環第 100 号）に基づく地域子育て相談機関として相談及び助言を行うほか，同法第 10 条の 2 に基づく

こども家庭センターとの連絡調整を実施すること。

2 特定型に従事する者が実施する業務の内容は、基本Ⅰ型に準ずるものとする。ただし、前項第2号、第3号及び第6号から第8号までの規定については、その業務を実施しない。

3 こども家庭センター型に従事する者は、伊丹市こども総合支援センター設置運営要綱（令和6年6月制定）に定める業務内容を実施するものとする。

4 妊婦等包括相談支援型に従事する者は、出産・育児等の見通しを立てるための面談、その後の継続的な情報発信、随時の相談受付等により妊娠時から妊婦等に寄り添い、関係機関と情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施するものとする。

（関係機関等との連携）

第7条 市長は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所その他の地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対して、利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

（留意事項）

第8条 利用者支援事業に従事する者は、子どもの最善の利益を実現させる観点から、子ども及びその保護者等、又は妊婦への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の実施場所の施設や市役所窓口等の担当者等と相互に協力し合うとともに、利用者支援事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築するものとする。

3 利用者支援事業に従事する者は、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等

を維持向上させるため、各種研修会等の受講に努めなければならない。また、市長は、利用者支援事業に従事する者のための各種研修等へ積極的に参加させるよう努めるものとする。

- 4 利用者支援事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握されたときは、児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。
- 5 障がい児等を養育する家庭からの相談等があったときは、関係機関と連携し、適切な対応が図られるよう努めなければならない。
- 6 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。
- 7 市長は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に対して迅速かつ適切に対応しなければならない。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利用者支援事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

実施類型	担当部署	住所
基本Ⅰ型	伊丹市子育て支援センター	伊丹市広畑3丁目1番地
特定型	こども未来部幼児教育室教育保育課	伊丹市千僧1丁目1番地
こども家庭センター型	伊丹市こども総合支援センター	(母子保健機能) 伊丹市千僧1丁目1番地1

		(児 童 福 祉 機 能) 伊 丹 市 千 僧 1 丁 目 1 番 地
妊 婦 等 包 括 相 談 支 援 事 業 型		(母 子 保 健 機 能) 伊 丹 市 千 僧 1 丁 目 1 番 地 1